

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第91条
処 分 の 概 要	運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法 第93条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則 第23条第1項（適性試験）、第24条第6項（技能試験）
処 分 基 準	身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更をするものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。
問 い 合 わ せ 先	交通部門真運転免許試験場適性試験係（電話06-6908-9121 内線384） 交通部光明池運転免許試験場適性試験係（電話0725-56-1881 内線382）
備 考	